

北九州市の「国家戦略特区」への指定について

H27年12月15日に開催された「国家戦略特別区域諮問会議」において、北九州市が「国家戦略特区（地方創生特区第2弾）」に指定されることが発表され、H28年1月29日付けで正式に国家戦略特区として指定されました。

1 本市特区の概要

… 別紙

(1) テーマ

高齢者の活躍や介護サービスの充実による人口減少・高齢化社会への対応

(2) 主な取り組み

【先進的介護・高齢者活躍拠点の形成】

「人口減少・高齢化社会」における労働人口の減少や、介護が必要な高齢者の増加などの課題解決に向け、ロボットやICTなどを活用した先進的介護を実証実装する。

また、「シニア・ハローワーク」の設置や、ロボット技術の開発などにより、高齢者が活躍できる環境整備を推進する。

【創業・雇用創出拠点の形成】

創業間もない民間企業への官民の垣根を越えた人材移動や、アシストツール（介護ロボットなど）の開発などにより、高齢者を含む全ての世代の創業を支援するとともに雇用の創出を図る。

【国内外の交流・インバウンド拠点の形成】

「人口減少・高齢化社会」の課題解決策を国内外に向けて発信し、アジアと共に発展するという本市の目標の実現に向けて、国内外から観光客やビジネスマンなど多様な人材が集う交流・インバウンド拠点を形成する。

また、道路など公共空間を活用した街のにぎわいづくりにについても検討する。

2 今後のスケジュール（予定）

【国の動き】

「国家戦略特別区域を定める政令の一部を改正する政令」により、H28年1月29日付けで「国家戦略特区」に正式指定。

今後、特区担当大臣、自治体及び民間事業者等で構成される「区域会議」を速やかに立ち上げ、本市特区の「区域計画」を作成し、「特区諮問会議」に諮られた上で、総理大臣が認定することとなる。

こうした手続きを経て、順次「区域計画」に基づく事業に着手する予定。

【北九州市の動き】

- | | |
|------|---------------------------------|
| 1月中旬 | 庁内に特区事業PTを発足
(順次、産学のメンバーを追加) |
| 2月1日 | 第1回「北九州市国家戦略特区推進本部」開催 |

＜参考：本市活用の主な規制改革メニュー＞

■官民の垣根を越えた人材移動の柔軟化の特例

創業間もない企業（スタートアップ企業）における優秀な人材確保のため、国・自治体等に勤務する者をスタートアップ企業で働きやすくする枠組み（一定期間内に再び国・自治体の職員になった場合の退職手当の算定への配慮）を構築。（具体的な制度設計は現段階において不明）

■滞在施設の旅館業法の適用除外（民泊）

国内外旅行者の滞在に適した施設を賃貸借契約に基づき7日から10日間以上使用させ、滞りに必要な役務を提供する事業を行おうとする者が、都道府県知事の認定を受けた場合は、旅館業法を適用しない。

■歴史的建築物に関する旅館業法の特例

地方自治体の条例に基づき選定される歴史的建築物について、施設基準の適用を一部除外し、ビデオカメラが設置され、緊急時の対応の体制が整備されている場合はフロントなしで認める。

■シニア・ハローワークの設置

50歳以上の求職者への重点的な就労支援を行う。